

経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱

平成23年 4月 1日 決裁
 平成24年 4月 6日 一部改正
 平成25年 4月 1日 一部改正
 平成27年 4月 9日 一部改正
 平成27年10月 1日 一部改正
 平成31年 4月 1日 一部改正
 令和 3年 4月 1日 一部改正
 令和 3年12月20日 一部改正
 令和 5年 3月17日 一部改正
 令和 5年 5月31日 一部改正

(趣旨)

- 第1 県は、経営所得安定対策推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け農林部長決裁。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業（以下「推進事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で実施要綱第2の1の(2)及び2の(1)に定める事業実施主体（以下「補助事業者」という。）に補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、以下に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
- (1) 補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）
 - (2) 経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）
 - (3) 経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱（平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）

(交付の対象及び補助率)

第2 知事は、補助事業者が行う下記に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 交付の補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は次のとおりとする。

区 分	経 費	補助率
1 経営所得安定対策等推進活動	(1) 県段階推進事務費 実施要綱第2の1に掲げる県段階の補助事業者が行う推進事務に係る経費 (2) 地域段階推進事務費 実施要綱第2の2に掲げる地域段階の補助事業者及び間接補助事業者が行う推進事務に係る経費	定額
2 コメ新市場開拓等促	(1) 県段階推進事務費 実施要綱第2の1に掲げる県段階の補助事業者が行うコメ	定額

進事業推進活動	新市場開拓等促進事業推進事務に係る経費 (2) 地域段階推進事務費 実施要綱第2の2に掲げる地域段階の間接補助事業者が行うコメ新市場開拓等促進事業推進事務に係る経費に対し、補助事業者が交付する経費	
3 畑作物産地形成促進事業推進活動	(1) 県段階推進事務費 実施要綱第2の1に掲げる県段階の補助事業者が行う畑作物産地形成促進事業推進事務に係る経費 (2) 地域段階推進事務費 実施要綱第2の2に掲げる地域段階の間接補助事業者が行う畑作物産地形成促進事業推進事務に係る経費に対し、補助事業者が交付する経費	定額

(流用の禁止)

第3 第2第2項の補助対象経費の区分の欄に掲げる1から3までの事業に係る経費は相互の流用をしてはなりません。

(申請書の様式等)

第4 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、会計年度毎に定めるものとし、補助金の交付申請をしようとするものに対して通知する。

3 規則第4条第1項の申請書を提出するにあたっては、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

(添付書類の省略)

第5 規則第4条第2項第1号から4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要さない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、補助金の交付に係る規定又は要綱とする。

(交付決定の通知)

第6 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(事業内容の変更等の承認)

第7 補助事業者は、規則第6条の知事の付した条件に従い知事の承認を受けようとする

る場合は、様式第3号の変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第6条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
 - (1) 第2項の区分の欄に掲げる1の事業に係る経費のうち(1)又は(2)の経費及び経費間の30%以内の経費の額の増減
 - (2) 第2第2項の区分の欄に掲げる2の事業に係る経費のうち(1)又は(2)の経費及び経費間の30%以内の経費の額の増減
 - (3) 第2第2項の区分の欄に掲げる3の事業に係る経費のうち(1)又は(2)の経費及び経費間の30%以内の経費の額の増減
 - (4) 事業実施主体の変更以外の変更
- 3 補助事業者は、第1項に定める場合のほか、補助金額の増額及び減額を伴う変更をしようとするときは、第1項に準じて知事の承認を受けることができる。
- 4 知事は、第1項の変更（中止・廃止）承認申請書の提出があり、その内容についてやむを得ない事情があると認めるときは、その旨を補助事業者に通知する。

（概算払の請求）

第8 補助事業者は、第6による交付決定通知をもとに補助金の概算払いを請求するときは、様式第4号により概算払請求書を作成し、知事に提出しなければならない。

（状況報告）

- 第9 規則第11条の状況報告書の様式は、様式第5号とする。
- 2 補助事業者は、規則第11条の報告書について、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、当該年度の1月15日までに知事に報告しなければならない。
 - 3 補助事業者は、第2項による報告のほか、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を知事に報告しなければならない。

（実績報告）

- 第10 規則第13条の報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。
- 2 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の中止及び廃止の場合を含む。）後30日以内又は、当該年度の3月31日までのいずれか早い方を原則とする。
 - 3 第1項の実績報告書を提出するにあたって、第4の第3項のただし書に該当した各事業実施主体において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 4 第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により、速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
また、当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定にあつた日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 11 規則 1 4 条の補助金の額の確定通知は、様式第 8 号のとおりとする。

- 2 規則 1 4 条の補助金の額の確定をするにあたっては、前条の規定による報告書の提出を受けた機関による当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果に基づき行うものとする。

(額の再確定)

第 12 補助事業者は、第 11 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 10 第 1 項に準じて提出するものとする。

- 2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 11 第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

(財産処分期限の緩和期間等)

第 13 規則第 1 9 条ただし書に規定する知事が定める期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号)を勘案して、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 3 1 年農水省令第 1 8 号)第 5 条により定める処分制限期間とする。

- 2 規則第 1 9 条第 2 号に規定する知事が定めるものは、1 件の取得価格が 5 0 万円以上の機械及び器具とする。
- 3 事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合において財産を処分する場合は、あらかじめ知事の承認を受けるとともに、原則として残存簿価のうち補助金相当額について、返還しなければならない。

(残存物件の処理)

第 14 補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告しなければならない。

(書類の整備等)

第 15 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにするとともに証拠書類を整備保管しておかななければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について当該所得財産等の処分制限期間中、第 2 項に規定する帳簿等に加え、様式第 9 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金調書)

第 16 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上

科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式10号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第17 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第7から第16までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、様式第2の別紙による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(書類の経由)

第18 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄する農林振興センターの長を経由することとする。

ただし、市町村の区域を越え、県の区域等を対象とする広域的な事業の場合にあつては、農林振興センターを経由せずに知事に提出できるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金交付要綱の規定に基づき、平成23年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金交付要綱の規定に基づき、平成24年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱の規定に基づき、平成26年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年12月20日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年 3月17日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年 5月31日から施行する。

2 この通知による改正前の経営所得安定対策推進事業費交付要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例によるものとする。

様式第1号

〇〇年度経営所得安定対策推進事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

埼玉県知事〇〇 〇〇 宛

□□市町村長 〇〇 〇〇
又は

{ 住所
埼玉県農業再生協議会
会長 〇〇 〇〇 } }

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第4の1の規定により、〇〇年度経営所得安定対策推進事業費補助金の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 交付申請金額（又は実績報告額） 金 〇〇〇円

3 事業の内容及び計画
地域（県）推進活動計画（又は実績）

区 分	内 容	備 考
1.（主な取り組み） 2.	（実施時期、実施回数及び実施内容等）	

注：地域（県）推進活動計画（又は実績）欄の記載は、実施要綱第4の1及び2に定める様式第1号の2及び様式第2号の2（又は実施要綱第8の1に定める様式第6号の2及び様式第6号の3）と同じ旨を記載することにより省略することができる。

4 経費の配分及び負担区分

区 分	推進事業に要する経費（又は要した経費）	負担区分		備 考
		補 助 金	そ の 他	
経営所得安定対策等 推進活動 地域（県）段階推進 事務費	円	円	円	
合 計				

注：備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

5 事業の完了予定年月日 ○〇年〇〇月〇〇日

6 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 （又は本年度 精算額）	前年度予算額 （又は本年度 予算額）	比較増減		備 考
			増	減	
経営所得安定対策等推 進活動 地域（県）段階推進事務 費 ア 県費補助金 イ その他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
経営所得安定対策等推 進活動	円	円	円	円	
地域(県)段階推進事務 費					
合 計					

7 添付書類

(1) 県農業再生協議会

県協議会の補助金の交付に関する規定又は要綱

(2) 市町村

市町村の補助金の交付に関する規定または要綱

(注) 申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(注) 4 経費の配分及び負担区分、6 収支予算(又は精算)の区分欄の「経営所得安定対策等推進活動」は、第2第2項の補助対象経費区分の欄の2の事業の場合にあたっては、「コメ新市場開拓等促進事業推進活動」、3の事業の場合にあたっては、「畑作物産地形成促進事業推進活動」と記載してください。

様式第2号

〇〇年度経営所得安定対策推進事業費補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

〇〇市町村長 様
又は
埼玉県農業再生協議会長 様

埼玉県知事 〇〇 〇〇

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった〇〇年度経営所得安定対策推進事業費補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年3月30日規則第15号）第5条1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

記

- 1 補助金の対象となる事業は、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で申請（以下「申請書」という。）のあった経営所得安定対策推進事業とし、その内容は申請書の補助事業の内容記入欄記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりです。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 支払方法 精算払または概算払
- 4 補助事業対象経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額は、申請書に添付された経営所得安定対策推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）様式第2号（1号）の推進活動計画のとおりとする。
- 5 補助金の確定額は、補助対象経費の区分ごとの経費に対する交付決定額となる。
- 6 補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）、実施要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助

金等交付規則（昭和31年農林省令第255号）、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱（平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）及び、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）に従うものとする。

7 補助金交付の条件は、前記6に定めるもののほか次のとおりとする。

ア 補助事業者は、実績報告（規則第13条の規定による報告をいう。）を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

また、補助事業者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金等の額の確定の日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

ウ 補助事業者は、概算払により間接補助事業にかかる補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

エ 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するよう努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

オ 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、この補助金に係る実施要綱及び交付要綱等に従い、交付の申請その他の手続を行う際は、補助事業者の承認等を受けることを条件としなければならない。

また、補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、様式第2号の別紙による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参

加させてはならない。

様式第2号の別紙

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〇〇地域農業再生協議会長 様
又は
埼玉県農業再生協議会長 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

様式第3号

〇〇年度経営所得安定対策推進事業費補助金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

埼玉県知事〇〇 〇〇 宛

□□市町村長 〇〇 〇〇

又は

{ 住所
埼玉県農業再生協議会
会長 〇〇 〇〇 }

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知があった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第7の1の規定に基づき申請する。

記

（注）記の記載要領は、様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう変更に係る部分についてのみ二段書きにし、変更前（中止又は廃止前）を上段に括弧書きにする。また、事業の目的を変更の理由（中止又は廃止の理由）に変える。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したものから変更があったものだけに限り添付する。

様式第4号

〇〇年度経営所得安定対策推進事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

埼玉県知事〇〇 〇〇 宛

〇〇市町村長 〇〇 〇〇
又は
住所
埼玉県農業再生協議会
会長 〇〇 〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第8の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求します。

記

別紙のとおり

様式第4号 別紙

区分	交付決定額(A)	既受領額(B)			今回請求額(C)			残額(A)-(B)+(C)		備考
		金額	出来高		金額	〇月〇日まで予定出来高		金額	〇月〇日まで予定出来高	
	円	円	%	円	%		円	%		
計										

(注1) 「区分」の欄には、様式第1号の記の4の表の「区分」の欄に記載された事項について記載する。

(注2) 出来高及び予定出来高欄には、小数点以下切り上げの数値を記載する。

(注3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載してください。

債権債務者番号(8桁)

(注) 同じ債権債務者番号に複数口座ある場合は、3桁の枝番も記載する。

(注) 県協議会は、金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義を記入する。

様式第 5 号

〇〇年度経営所得安定対策推進事業費補助金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

埼玉県知事〇〇 〇〇 宛

〇〇市町村長 〇〇 〇〇
又は

{ 住所
埼玉県農業再生協議会
会長 〇〇 〇〇 }

〇年〇月〇日付け第〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第 9 の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇〇年12月31日までに完了したもの		〇〇年1月1日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円	%	

- (注) 1 「区分」の欄には、様式第 1 号の記の 4 の表の「区分」の欄に記載された事項について記載してください。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載してください。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載してください。

様式第 6 号

〇〇年度経営所得安定対策推進事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

埼玉県知事〇〇 〇〇 宛

□□市町村長 〇〇 〇〇
又は

{ 住所
埼玉県農業再生協議会
会長 〇〇 〇〇 }

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第 10 の 1 の規定により、その実績を報告します。

記

- (注) 1 記の記載様式は、様式第 1 号に準ずるものとする。
なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載する。
- 2 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、間接補助事業者ごとに間接補助金の交付を完了した年月日を記載した書類を添付すること。
- 3 添付書類については、2において規定する書類のほか、補助金交付申請書又は変更交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付する。
また、記載事項及び添付書類が及び実施要綱第 8 の 1 に定める様式 6 号（実施状況報告）の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、当該資料と同じ旨を記載してください。

様式第7号

〇〇年度経営所得安定対策推進事業費補助金消費税相当額報告書

番 号
年 月 日

埼玉県知事〇〇 〇〇 宛

〇〇市町村長 〇〇 〇〇
又は

{ 住所
埼玉県農業再生協議会
会長 〇〇 〇〇 }

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第10の4の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 規則第14条の補助金の額の確定額
(〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注1) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費にかかる消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付は不要です。)

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員を添付すること。

- (1) 事業実施主体の消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- (2) 事業実施主体の付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- (4) 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(注2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注1) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・事業実施主体が免税事業者の場合は、間接補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・事業実施主体が新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・事業実施主体が簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、間接補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(注2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

様式第 8 号

〇〇年度経営所得安定対策推進事業費補助金の額の確定について

番 号
年 月 日

□□市町村長 様
又は
埼玉県農業再生協議会長 様

埼玉県知事 〇〇 〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出のあった経営所得安定対策推進事業費補助金実績報告書を審査した結果、〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により交付決定した補助金額〇〇〇円については、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号）第 14 条の規定により、金〇〇〇円に確定したので通知します。

【参考】消費税相当額を含めて確定する場合は以下を追記します。

なお、当該補助金等に係る額の確定に当たっては、消費税相当額を含めて確定していることから、経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け農林部長決済。以下「交付要綱」といいます。）第 10 に基づく下記の取扱いについて、怠ることのないよう留意してください。

記

- 1 消費税法（以下「法」という。）第 45 条第 1 項の規定に基づく確定申告により、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、交付要綱別記様式第 7 号による消費税仕入控除税額報告書を速やかに知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還してください。
- 2 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、交付要綱別記様式第 7 号による消費税仕入控除税額報告書に当該補助金等に係る消費税仕入控除税額の取扱いの状況等を記載し、〇〇年〇月〇日まで知事に提出してください。

[注] 当該補助金等の額の確定の日の翌年 6 月 15 日とします

様式第9号 財産管理台帳

事業実施主体： _____

番号	名称	規格・機種	数量	単位	取得			処分制限期間 (50万円以上の場合)		処分の状況			保管場所	備考
					単価 (単位：円)	取得金額 (単位：円)	年月日	耐用年数	処分制限日 年月日	価格	処分の内容	年月日		
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

- 注
- 1 1件の取得価格が50万円以上（消費税込み）の備品等の財産を取得した場合、処分制限期間の欄も記入するものとする。
 - 2 処分制限期間には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間は、取得の日から起算する。
 - 3 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 - 4 処分の内容欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。
 - 5 備考欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。
 - 6 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって財産管理台帳に代えることができる。

県			地方公共団体名										備考	
補助事業名	交付決定の額	補助率	歳入			歳出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち県補助金相当額	支出済額	うち県補助金相当額	翌年度繰越額	うち県補助金相当額		
〇〇事業														
〇〇費														
〇〇費														
その他														

記載要領

- 「補助事業名」欄は、補助事業等の名称のほか、当該事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分にみの特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあたっては款、項、目及び節を、歳出にあたっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあたっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあたっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれ額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越(歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合も含む。)が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ県補助金額を内書()すること。